令和５年 ７月１３日

保護者の皆様

犬山市立南部中学校

校長　間　部　克　敏

児童生徒との身体接触に関するガイドラインについて

　盛夏の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、先日実施された「わいせつ行為」撲滅のためのアンケートへのご協力、ありがとうございました。調査結果と、いただいたご意見への回答を市教育委員会へ提出いたしました。調査結果については、市教育委員会からの報告をお子さんを通して配付します。ご確認ください。

本校では、改めて「非違行為防止・対応マニュアル」（市教委作成）に示された、「児童生徒に対する『わいせつ行為』根絶のための犬山ルール」に従って、わいせつ事案を発生させない決意とチェック機能を確認しました。

また、指導者からの身体接触を行わないことを大原則としつつも、やむを得ず身体接触が発生する場面を、誤解が生じないように明文化することにしました。市内各校の身体接触におけるガイドラインを照らし合わせ、共通のガイドラインを作成しました。

今後も、ガイドラインの逸脱、身体接触に係るご相談は、学校・教育委員会に遠慮なくお申し出ください。

　児童生徒との身体接触に関するガイドライン

「身体的距離を確保し、心の距離は離さない！！」

犬山市立小中学校長会

①　緊急時以外は指導者からの身体接触を行わないことを基本とする。

　　・　緊急時とは、心肺蘇生・落下事故などの生命に関わる場合や、他に危害が及ぶ行動を制止する場合をいう。

　　・　怪我・病気の処置などはこれに準ずるが、養護教諭や複数職員での対応も検討する。

②　身体接触の必要性が高い場面でも慎重に判断する。

・　プライベートゾーンには触れない。

　　・　彫刻刀・器械運動・部活動の補助などが考えられるが、本人の了承を得て行う。しかし、児童生徒と１対１になる場面では行わない。

③　特別な支援を要する場面での身体接触は保護者の同意を得る。

　　・　身体接触を伴う支援(暴れる・逃げ出す・登校渋りなど)が必要だと考えられる児童生徒については、事前に保護者と協議し同意を得る。

④　児童生徒からの身体接触も適切に改善する。

　　・　その行為が続かないように諭す。

・　膝に乗るなどの誤解を招くような行動は、速やかに改善するために複数の教職員で対応する。

　　・　保護者に状況を報告し、指導方針への理解と、児童生徒が教職員からの疎外感を抱くことがないように協力を求める。

＜資料＞

　　●「非違行為防止・対応マニュアル」「非違行為防止のためのチェックシート」掲載場所

　　　　・学校ＨＰ → リンク・犬山市関連 → ネット犬山市教委 → 信頼される学校づくり